

小規模多機能型居宅介護施設 幸老吉清水運営推進会議設置要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、小規模多機能型居宅介護施設幸老吉清水運営推進会議(以下運営推進会議)を設置し、小規模多機能型居宅介護施設幸老吉清水の事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的とする。

(構成)

第2条 運営推進会議の委員は10名以内で構成し、以下に掲げる者から理事長が委嘱する。

- ・利用者もしくは利用者の家族
- ・川東地区住民の代表
- ・五泉市高齢福祉課の職員
- ・五泉市地域包括支援センターの職員
- ・有識者

2 委員の任期は2年間とし再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 運営推進会議はおおむね2か月に1回以上、施設管理者が招集する。

2 運営推進会議は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(会務)

第4条 運営推進会議の会務は以下の内容等の報告を受け、必要な調査等を行い委員の助言、要望及び評価を行う。

- (1) 利用状況に関する事
- (2) 施設サービス内容や活動に関する事
- (3) 非常災害時に関する事
- (4) 行事、地域交流等に関する事
- (5) 苦情等への対応に関する事
- (6) 事故発生状況に関する事
- (7) その他必要な事項に関する事

(公表)

第5条 運営推進会議の会議録は掲示等で公表するものとする。

(関係者の出席)

第6条 運営推進会議は会議の議事に関する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 運営推進会議の事務局は小規模多機能型居宅介護施設幸老吉清水に置く。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。